

豊北斎場非常用発電装置保守点検ほか業務仕様書

本仕様書は、下関市（以下「甲」という。）の豊北斎場の非常用発電装置保守点検ほか業務についての基準及び方法を定めるものとする。

1 施行場所

豊北斎場（下関市豊北町大字滝部 2 2 4 1 番地 1）

2 委託期間

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 2 6 日（月）から

令和 7 年（2 0 2 5 年）8 月 2 9 日（金）まで

3 一般事項

（1）本仕様書に記載されない部分でも保守上当然行わなければならないものについては、点検報告するものとする。

（2）仕様書に定める設備保守点検を完了したときは、速やかに報告書を提出する。

（3）保守点検の途中において、特に急を要する修理箇所又は保安上危険な箇所を発見したときは、直ちに甲の担当員まで報告の上、修復の措置等協議するものとする。

（4）受託者（以下「乙」という。）が業務の遂行上負担する消耗品は、次のとおりとする。

（消耗品）

オイルエレメント、燃料エレメント、エンジンオイル、冷却水不凍液等

（5）始動用蓄電池（HS80-6E）4 個の取替を行うこと。

4 各部仕様

(1) 機器明細

対象機器：P X－4 5 M S R

メーカー：西日本発電機株式会社

(2) 設置場所

下関市豊北町大字滝部 2 2 4 1 番地 1 豊北斎場 内

5 点検内容

別添「自家発電装置総合点検票」に記載のとおり

6 その他

(1) 個人情報の取扱いにあたり、別紙 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙 2 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

(3) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙 3 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。